

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和5年1月31日(火) 午前9時30分から午前10時20分
会議場所	糸魚川市役所 203・204 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】</p> <p>出席委員：1 番齊藤健一郎委員、2 番片山敏隆委員、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員、5 番園田岳彦委員、6 番松澤一久委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番鷺澤茂雄委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤清美委員、17 番川内敏夫委員、19 番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：10 番伊藤眞一委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、18 番松澤隆一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席14名、欠席4名)】</p> <p>出席委員：1 番伊藤力委員、2 番加藤保委員、3 番渡邊 甚一郎委員、4 番木嶋昇委員、5 番相澤厚夫委員、6 番松木秀夫委員、7 番猪又則雄委員、8 番伊井一夫委員、9 番山岸寛幸委員、10 番猪又正巳委員、11 番加藤政人委員、12 番小島隆委員、13 番山本民男委員、18 番白澤実委員</p> <p>欠席：14 番田中清委員、15 番日馬吉雄委員、16 番山崎順一委員、17 番草間芳隆委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席29名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	12 番 委員
	13 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.26～No.28 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.10～No.13 4件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.68～No.85 18件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.2 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3017～No.3019 3件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5033 1件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.219～No.267 49件

議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.14 1件

議 第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席通告委員は、農業委員 10 番伊藤眞一委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、18 番松澤隆一委員推進委員は、14 番田中清委員、15 番日馬吉雄委員、16 番山崎順一委員、17 番草間芳隆委員の 8 名です。</p> <p>なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>日程第 1 = 議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし〕と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 = 報告事項</p>
議長	<p><報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて報告を求めます。</p>
石曾根主査	<p>報告いたします。議案の 1 頁をご覧ください。</p>

<p>議長</p>	<p>26 番下早川地区、東海地内の7筆 1,415 m²について山林、原野となっております。</p> <p>27 番西海地区、平牛地内の1筆 328 m²について住宅敷地となっております。</p> <p>28 番根知地区、梶山地内の1筆 98 m²について原野となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>石曽根主査</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について報告を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の2頁をご覧ください。</p> <p>10 番下早川地区、上覚地内の6筆 1,433.61 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>11 番上早川地区、坪野、猿倉地内の8筆 2,345 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>12 番西海地区、真光寺地内の7筆 678 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>13 番今井地区、中谷内地内の2筆 138 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>石曽根主査</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の4頁をご覧ください。</p>

68 番下早川地区、田屋地内の4筆9,203㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

69 番根知地区、根小屋地内の1筆813㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

70 番根知地区、根小屋地内の1筆1,689㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

71 番根知地区、東中地内の2筆5,739㎡について、経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

72 番根知地区、東中地内の3筆5,605㎡について、経営継承による耕作者変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

73 番根知地区、東中地内の1筆2,967㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

74 番今井地区、中谷内地内の2筆58㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

75 番能生地区、栄地内の4筆1,152㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

76 番能生地区、栄地内の1筆5,284㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

77 番青海地区、須沢地内の1筆492㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

78 番青海地区、須沢地内の1筆469㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

79 番青海地区、須沢地内の1筆482㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

80 番青海地区、須沢地内の1筆472㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

81 番青海地区、須沢地内の3筆1,469㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

82 番青海地区、須沢地内の1筆466㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

83 番青海地区、須沢地内の2筆716㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

84 番青海地区、須沢地内の1筆509㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

議長	<p>約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 85 番青海地区、須沢地内の 1 筆 624 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曾根主査	<p><報告第 4 号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第 4 号 農地使用貸借契約の解約について報告を求めます。 報告いたします。議案の 8 頁をご覧ください。 2 番青海地区、須沢地内の 1 筆 551 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第 2 の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第 3 = 付議事項</p>
議長 木嶋主任主事	<p><議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について> 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。議案の 9 頁をご覧ください。 3017 番大和川地区、大和川地内の 5 筆 2,313 m²について、所有権移転による売買となります。地図の No.1 をご覧ください。申請地は、市道下羽生向田線沿いの場所です。譲渡人は、高齢で耕作ができないため、譲受人に譲り渡したいものです。農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況</p>

は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

3018 番能生谷地区、柱道地内の1筆549㎡について、所有権移転による売買となります。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道柱道ほ場線沿いの場所です。譲渡人は、県外に住んでおり申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

3019 青海地区、須沢地内の1筆24㎡について、所有権移転による売買となります。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道旧松本線沿いの場所です。譲渡人は、県外に住んでおり耕作をすることができないため、譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、須沢地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。

〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

<議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について>

議長

議長

議長

議長	議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の10頁をご覧ください。</p> <p>5033番大野地区、大野地内の1筆2,101㎡こちらの案件については事業計画変更承認となっており、以前に一度転用許可を受けているものであります。変更前の転用目的が社員用宿舎及び屋外運動場建設敷地、変更後が太陽光発電施設の設置敷地となっております。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、美山公園に隣接する所でございます。平成17年10月25日付け糸農第5071号で許可された申請地について、当初社員用宿舎及び屋外運動場の建設としたが実施できなかったため、再生可能エネルギー事業に取り組み、太陽光発電設備を設置したいというものです。以前許可を受けたときに、宿舎の方の接道の関係で、建築確認許可がおりずそのままになっていた案件です。相談には来られていたのですが、新しい転用目的がなく今回新たに太陽光パネルを設置することで変更承認申請が出てきた案件です。実際5条だったのですが、前回転用時に所有権まで変更しており、もうすでに清鋼材株式会社に土地の名義はなっております。計画の変更承認をいうことでお諮りしたいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>この場所ですが、以前変更する際に貸農園をやっていたのですが、ただ地主が売りたい、社員の社宅や施設の整備をしたいと言っておきながらやらないで、今度は太陽光パネルをするというのは釈然としません。農地を潰してまでした土地をいろいろと理由をつけて変えれば何とかなるというのはどうなのか。それなら貸農園の希望者がいたのに、戻すとか考えてもよかったのではないのでしょうか。今となっては貸農園ができる体制でもないのですが、反対という訳でもないが釈然としないという感じを持っています。</p>
伊藤主査	<p>当初、建てるということで建築申請を行いました。許可が下りなかった、建築確認申請は要件として農地転用許可が必要ということはないので、私達の方から建築確認の方に伺ったりして、実行性についてやはりもっと調べるべきだと考えております。この件については清鋼材株式会社の方からも、当初から農業委員会へ何度か相談をいただ</p>

松澤委員	<p>いており、新たな転用計画を持って変更したいという次第でございます。今後、気をつけていきたいと思います。</p> <p>周辺に住居がたくさんありますが、周辺住民への問題はないのでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>太陽光パネルのため懸念し、環境生活課の方にも相談に行きました。が特に糸魚川市では法的な規制はなく、都市政策課にも事前に話をしておりますが、特に問題はないということです。</p>
松澤委員	<p>ある意味問題がおきなければいいということで農業委員会が許可をしたということにならないようにしてほしいと思います。</p>
中村係長	<p>特に法的規制がないとはいえ、申請受付時に、特に5条の開発行為、住宅周辺敷地の問題、環境の影響も含めて関係部署と連携をとり、意見を聞きながら、農業委員会事務局としても確認していきたいと思っております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 荻野委員	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>地権者が大野区のため、大野区長に確認しましたが特に意義はありません。</p>
米原委員	<p>現地確認をしました。東側は清鋼材の別宅で常時住んでおりませんし、北側の民家はだいぶ離れているので問題はないと思います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p>
議長	<p>議第3号 農用地利用集積計画案について、このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、鷺澤委員の案件を先に審議しますので、鷺澤委員の退席をお願いします。</p> <p>〔鷺澤委員退席〕</p>
議長 木嶋主任主事	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の20頁をご覧ください。</p> <p>260番今井地区、大谷内地内の2筆4,356㎡について、規模拡大と</p>

議長	<p>なります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔鷺澤委員入室〕</p>
議長 木嶋主任主事	<p>つづきまして、残りの案件を審議します。</p> <p>説明いたします。</p> <p>219 番下早川地区、東海地内の2筆4,134㎡について、更新となります。</p> <p>220 番下早川地区、東海地内の1筆1,997㎡について、更新となります。</p> <p>221 番下早川地区、田屋地内の1筆2,940㎡について、更新となります。</p> <p>222 番下早川地区、田屋地内の4筆9,203㎡について、規模拡大となります。</p> <p>223 番下早川地区、堀切地内の4筆2,167㎡について、規模拡大となります。</p> <p>224 番下早川地区、谷根地内の9筆3,774㎡について、更新となります。</p> <p>225 番下早川地区、五十原地内の6筆7,459㎡について、更新となります。</p> <p>226 番西海地区、釜沢地内の19筆1,901.61㎡について、更新となります。</p> <p>227 番西海地区、川島地内の1筆446㎡について、更新となります。</p> <p>228 番西海地区、田中地内の1筆624㎡について、更新となります。</p> <p>229 番西海地区、田中地内の2筆370㎡について、更新となります。</p> <p>230 番西海地区、羽生、平牛地内の3筆247㎡について、規模拡大となります。</p>

231 番西海地区、平牛地内の1筆1,146㎡について、規模拡大となります。

232 番西海地区、平牛地内の1筆945㎡について、規模拡大となります。

233 番糸魚川地区、南押上2丁目地内の4筆1,943㎡について、更新となります。

234 番糸魚川地区、南押上2丁目地内の3筆928㎡について、更新となります。

235 番糸魚川地区、南押上2丁目地内の4筆1,307㎡について、更新となります。

236 番大野地区、大野地内の1筆1,214㎡について、規模拡大となります。

237 番根知地区、根小屋地内の2筆2,277㎡について、規模拡大となります。

238 番根知地区、根小屋地内の1筆813㎡について、規模拡大となります。

239 番根知地区、根小屋地内の1筆1,524㎡について、更新となります。

240 番根知地区、根小屋地内の1筆1,689㎡について、規模拡大となります。

241 番根知地区、東中地内の1筆849㎡について、規模拡大となります。

242 番根知地区、東中地内の2筆5,739㎡について、規模拡大となります。

243 番根知地区、東中地内の1筆2,896㎡について、移転となります。

244 番根知地区、東中地内の3筆5,605㎡について、規模拡大となります。

245 番根知地区、東中地内の3筆5,759㎡について、移転となります。

246 番根知地区、上野地内の1筆3,081㎡について、規模拡大となります。

247 番根知地区、上野地内の1筆2,624㎡について、規模拡大とな

ります。

248 番根知地区、根小屋、栗山、大所地内の4筆6,790 m²について、規模拡大となります。

249 番根知地区、和泉地内の2筆5,264 m²について、更新となります。

250 番根知地区、和泉地内の1筆681 m²について、更新となります。

251 番根知地区、蒲池地内の4筆3,004 m²について、更新となります。

252 番根知地区、蒲池地内の1筆606 m²について、更新となります。

253 番根知地区、山口地内の1筆1,704 m²について、規模拡大となります。

254 番根知地区、大神堂地内の1筆1,839 m²について、更新となります。

255 番根知地区、大所地内の1筆2,274 m²について、規模拡大となります。

256 番今井地区、岩木地内の4筆3,399 m²について、規模拡大となります。

257 番今井地区、頭山、西中地内の3筆4,729 m²について、更新となります。

258 番今井地区、西中地内の1筆3,303 m²について、規模拡大となります。

259 番今井地区、中谷内地内の1筆2,590 m²について、更新となります。

261 番今井地区、西川原地内の3筆1,995 m²について、更新となります。

262 番能生地区、栄地内の4筆1,152 m²について、規模拡大となります。

263 番能生地区、栄地内の1筆5,284 m²について、規模拡大となります。

264 番能生谷地区、鶉石地内の1筆1,462 m²について、規模拡大となります。

265 番能生谷地区、溝尾地内の5筆552 m²について、更新となりま

議長	<p>す。</p> <p>266 番能生谷地区、柵口地内の2筆 931 m²について、更新となります。</p> <p>267 番木浦地区、木浦地内の4筆 1,461 m²について、更新となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。議案の23頁をご覧ください。</p>
議長	<p>14 番根知地区、根小屋地内の6筆 6,261 m²について農地中間管理事業により新潟県農林公社から移転、前耕作者はやる米花農業です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員の意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について></p> <p>議第5号 農地利用状況調査について、事務局の説明を求めます。</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。議案の24頁をご覧ください。 農地法第30条による利用状況調査の結果、344筆74,670.42㎡について、別紙の農地を非農地と判断とし、本日結審後、所有者等に非農地の決定通知を送らせていただきたいと思います。</p>
議長 片山委員	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 利用状況調査の結果を所有者に非農地として判断をしていいか、問い合わせをし、本人がいいと返事が来た分だけここに掲載されているでしょうか。</p>
伊藤主査	<p>これは農業委員会で判断し、所有者に非農地と判断した通知を送ります。相手側からの承諾は特にもりません。相手側から疑義があった場合、農業委員会に問い合わせいただき、内容確認し判断を保留するかどうかの形をとらせていただきます。 今回の利用状況調査では、圃場整備地もかなり見ていただきましたが、圃場整備地については、地区の利用計画、圃場整備の関係もあり非農地として扱うのがいいかという判断を、今回は最終的には保留という分がありますので、それを差し引いた分で今回出させていただきます。</p>
片山委員 伊藤主査	<p>圃場整備については、以前からその判断の難しさというのがあり、国の方では非農地判断はしてもいいと言っていますが、農振農用地のエリアとしては残りますし、地区での圃場整備、中山間等の制度の中でそれをどのように含むかということも残ってくるので、その部分を単純に非農地としてするのは避けたいという思いがありました。圃場整備地内の農地は整備田として考えていきたいと思います。 農業委員会の台帳上、非農地扱いで登記上はどうなりますか。 農業委員会の台帳上、非農地というだけであり登記簿上はそのまま残ります。その通知を持って法務局で地目変更される方もおられますが、あくまで個人でしていただくこととなります。</p>
片山委員 伊藤主査 議長	<p>非農地となると農地法上の扱いが外れることになるのでしょうか。 農地法の中から外れるが、開発行為の規制は残ります。 その他ございますか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員の意見がございま</p>

議長	<p>せんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2/28(火) 定例総会 午前9:30～ 糸魚川市役所2階会議室 <p>イ その他</p>